

【諮問（個人）第175号】

29川情個第39号  
平成30年2月20日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三浦大介

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

平成29年8月15日付け29川総人第642号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当  
電話 044-200-2108

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は妥当である。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年8月4日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、本人に関する「川崎市精神医療審査会の審査内容、担当者、担当医師氏名等、関係文書全て」の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を、退院等の請求に係る精神医療審査会への審査請求について（伺い）、退院等の請求に係る意見聴取日の通知及び意見調書の送付について（伺い）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38号の5の規定に基づく審査結果の通知について（伺い）及び精神医療審査会第2合議体議事録（以下「本件対象公文書」という。）の4件と特定し、別紙一覧表の「不開示情報」に記載の情報（以下「不開示情報」という。）を除き開示することとして、平成28年8月18日付けで、一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年11月7日付けで、不開示情報のうち印影を除き、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第175号事件）。

## 3 審査請求人の主張要旨

平成28年11月7日付け審査請求書、平成29年4月20日付け反論書及び平成29年6月30日付け再反論書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 総務省所管の情報公開・個人情報保護審査会では、委員名簿をホームページ上で公開しているが、事務の適正な遂行に支障は起きていないとのことである。第三者的立場から公正かつ中立的に調査審議を行うという点では、川崎市精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）の役割もほぼ同じであり、委員氏名を開示することで同審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは考えられない。
- (2) 入院を認めた精神保健指定医の氏名及び保護者の氏名等については、本件医療保護入院の保護者選任事件の審判結果の写しを裁判所から取得し、承知済みであるため、不開示とする理由は見当たらない。
- (3) 病名についても、医療保護入院先の担当医より既に診断書を取得し、承知済みであるため、不開示とする理由は見当たらない。
- (4) 入院の有無や回数について本人が知らないはずがなく、不開示は不当である。
- (5) 病歴については本人が一番承知しているはずであるし、生活歴については基本的人権を著しく制限することの根拠となることであることから、真偽につい

て確認を求めることは必須である。

- (6) 医療保護入院は、本人の意思に反して入院させるという、大変な人権侵害を伴う制度である。情報を不開示とすることは、憲法で保障された基本的人権を奪うことに他ならない。突然身柄を拘束され、誰が何をどう証言しているのかも知らせないまま、弁明の機会も与えられず、極めて不当である。
- (7) 審査請求人は、医療保護入院により、受講していた職業訓練が中途退校処分になり、就職面接に行くこともできなかったなど、大変な不利益を被っている。正当な理由による必要不可欠な医療保護入院だったのであれば、それを証明するためにも開示すべきである。
- (8) 医療の世界ではインフォームドコンセントは常識であり、精神科も例外ではない。今回の医療保護入院がいかなる根拠によって必要とされたのか、退院請求がなぜ却下されたのか、審査請求人には知る権利がある。
- (9) 医療保護入院以前に、別の病院で審査請求人が承知していない診断書が作成されていた事実があり、この診断書の発行の正当性を得るために今回の入院が行われた可能性もある。精神医療審査会には「関係者の排除」の規定があり、同審査会に利害関係者がいたか否かは、中立公正かつ適正な審査が遂行されたかどうかを判断する上で非常に重要なポイントである。
- (10) 精神保健指定医資格の取消処分を受けた〇〇病院の医師が委員であった可能性もあり、精神医療審査会名簿が開示されない限り、審議が正当な診断、評価を行う委員によってなされたかどうか確認できない。
- (11) 処分庁は一貫して不開示理由を「～のおそれがあるため」としているが、まだ起きていない第三者の権利利益侵害のおそれや、事務目的達成を著しく困難にするとの理由が、審査請求人の基本的人権より優先されるとは認められない。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成29年1月26日付け弁明書、平成29年5月31日付け再弁明書及び平成29年10月17日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第17条第1号「個人の評価、診断等に関する情報」該当箇所は、医師の診察に基づき専門的見地から記載された評価、診断等に関する情報である。開示することにより、当該評価、診断等の過程やそれらの基準を知らせる結果となり、当該事務の目的達成を著しく困難にし、また、評価、診断を行った医師及び医療機関等といった第三者の権利利益を侵害するおそれもあることから、審査請求人に知らせないことが正当と認められる。

一般に、精神疾患については、本人が治療の必要性を認めることが困難な場合が多く、医療になかなかアクセスできない現状があるため、これらの情報が開示されると今後の治療に結びつかなくなるおそれがある。本件についても、実施機関が事前に相談を受けるなどして事案を把握しておらず、文書のみではこうした点を判断できないことから、結果的に本人の不利益になる可能性があると考えて不開示とした。

(2) 条例第17条第3号「本人等以外の個人に関する情報」該当箇所は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、本人等以外の特定の個人を識別することができるものであり、開示することにより本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 条例第17条第6号「事務又は事業に関する情報」該当箇所は、精神医療審査会の委員氏名や、精神保健指定医又は精神医療審査会委員の意見や調査内容等に関する情報である。

まず、委員氏名については、開示することにより、医療保護入院の性質上、委員に対して直接説明を求めるなどして委員の通常業務や私生活等に影響を及ぼす事態につながる可能性があり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼす可能性がある。審査請求人は総務省の情報公開・個人情報保護審査会と比較しているが、精神医療審査会は、患者の意思によらない入院や行動制限の必要性という患者の人権保護に直接つながる極めて重い内容を審査しており、審査結果は患者を始め、家族及びその他関係者等への影響が大きく、それらの者が望まない結果となることも少なくない。このような精神医療審査会の特異性をふまえると、情報公開・個人情報保護審査会と同列の役割とみなし、論ずることは適当ではない。

次に、精神保健指定医又は精神医療審査会委員の意見や調査内容等については、同審査会における審査の判断に係る中心となる部分であり、それが公開されてしまうと、審査の手法が明らかにされてしまい、客観的な書類の作成が望めなくなるとともに、同審査会で自由闊達な意見交換が期待できなくなることから、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 審査請求人は、本人が既に承知済みの事柄については不開示とする理由が見当たらないと主張しているが、本人が知り得ているか否か又は本人の認識と一致しているか否かに関わらず、前述の理由に基づき開示不開示を判断しているのであって、開示を認めることはできない。

(5) 審査請求人は、医療保護入院の必要性を証明するためにも情報開示を求める等と主張しているが、前述の理由に基づき開示不開示を判断しているのであって、医療保護入院の必要性を証明するためという理由によって開示を認めることはできない。

(6) 審査請求人は、過去に診断書が作成された病院の関係者が精神医療審査会の委員であれば利害関係者にあたると主張しているが、仮に当該病院の医師がいたとしても、医療保護入院の半年前のことを特別な関係とは言えず、関係者の排除の項目に該当しない。〇〇病院に勤務する医師が同審査会の委員であるかどうかについても、上記4(3)で述べたとおりであり、開示を認めることはできない。

## 5 審査会の判断

### (1) 審査請求の対象処分

実施機関は、別紙一覧表の通番④、⑧～⑫、⑲、⑳-1、㉑及び㉒-1の情報いずれも条例第17条第1号に該当するとして不開示とした。

また、実施機関は、同表の通番②、⑥、⑬、⑭、⑯、⑰-2、⑱、㉑、㉒-2、

⑳、㉑- 2、㉒、㉓- 1 及び㉔の情報をいずれも同条第 3 号に該当するとして不開示とした。

加えて、実施機関は、同表の通番①、⑫、⑭、⑮- 1、⑯- 1、㉖- 1、㉗- 1、㉘- 1、㉙及び㉚- 2 の情報をいずれも同条第 6 号に該当するとして不開示とした。

さらに、実施機関は、同表の通番⑤、⑦、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟及び㊱～㊲の情報をいずれも同条第 1 号及び同条第 6 号に該当するとして不開示とした。

これに対し、審査請求人は、いずれも開示すべきであるとして処分の取消しを求めている。

そこで、上記不開示情報に対する同条各号の該当性について、以下検討する。

## (2) 条例第 17 条第 1 号該当性を主張する不開示情報について

条例第 17 条第 1 号は、開示請求に係る本人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報（以下「本人の評価、診断等に関する情報」という。）であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるものについて不開示情報と定める。

そこで、実施機関が同条第 1 号該当性を主張する不開示情報について、同条の該当性につき以下検討する。

### ア 本人の評価、診断等に関する情報の該当性

別紙一覧表の通番④、⑥及び⑦はいずれも病名が、⑧は現在の精神症状、⑨はその他の重要な症状、⑩は問題行動等、⑪は現在の状態像、⑫は医療保護入院の必要性、㉕- 1 及び㉖- 1 はいずれも精神医療審査会委員が聴取した医師の意見が記載されている。

上記不開示情報は、医師が専門的見地から審査請求人について行った診察の結果を記載したものであることから、条例第 17 条第 1 号にいう本人の評価、診断等に関する情報に該当する。

### イ 開示請求者に知らせないことが正当と認められるか否かについて

開示請求者に知らせないことが正当と認められる場合とは、開示請求者に開示することにより、事務の目的達成を著しく困難にする等のおそれがあるため、比較衡量の結果、開示請求者に知らせないことが正当と認められる場合をいう。

この点、審査請求人は、病名について医療保護入院先の担当医より診断書を取得し承知済みであり、不開示とする理由はないと主張する。

しかしながら、医療保護入院は、一定の要件のもとで、本人の同意なく入院させる措置であるところ、上記 5（2）ア記載の不開示情報は、医療保護入院者の入院届又は審査請求人からの退院等の請求に関する意見聴取記録に記載されている情報であり、これらは、医師が患者の求めに応じて作成する診断書と比べて、病名も含めて本人の認識や意に沿わない情報も多いことが想定される。とすると、仮に審査請求人が病名について医療保護入院先の担当医より診断書を取得していたとしても、そのことをもって医療保護入院者の入院届や退院等の請求に関する意見聴取記録に記載された上記 5（2）ア記載の情報を病名も含めて不開示とする理由が当然になくなるわけではない。

加えて、上記不開示情報を開示とした場合、一般に、診断を行った医師

に対し、本人が不満等を抱き無用な紛争が生じることも考えられ、医師が本人の感情や反応を考慮して医療保護入院届等に正確かつ詳細に記載等することを躊躇することにより、医療保護入院の必要性等を審査する精神医療審査会の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、本人に対する適切な診断や治療等が行えなくなる場合もありうると考えられる。

そうすると、上記不開示情報は、条例第17条第1号の本人の評価、診断等に関する情報であって、本件においても審査請求人に開示すると、精神医療審査会の業務や本人の治療等に支障が生じる等のおそれがあると考えられ、審査請求人に知らせないことが正当と認められる。

ウ 以上から、上記5（2）アの不開示情報を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

### (3) 条例第17条第3号該当性を主張する不開示情報について

条例第17条第3号は、本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）を不開示情報と定める。

そこで、実施機関が同条第3号該当性を主張する不開示情報について、以下検討する。

#### ア 本人以外の個人に関する情報の該当性

まず、別紙一覧表の通番②、⑥、⑬、⑱-2、⑲、⑳及び㉑-1はいずれも審査請求人以外の個人の氏名等であり、⑬は入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名、⑭、㉒及び㉓は保護者の氏名等、㉔は審査請求人以外の個人の退院等請求に関する審査結果が記載されており、いずれも本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、同表の通番㉕-2及び㉖-2は、審査請求人の退院等の請求に関し精神医療審査会が聴取した第三者の意見が記載されている。そうすると、同部分は、仮に本人に関する情報が含まれているとしても、本人以外の個人に関する情報でもあり、第三者の氏名等の記述等や他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

したがって、上記不開示情報は、いずれも条例第17条第3号の本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別できるものに該当する。

#### イ 条例第17条第3号アからエの該当性について

審査請求人は、上記5（3）ア記載の不開示情報中、別紙一覧表の通番⑬入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名及び⑭保護者の氏名等について、本件医療保護入院の保護者選任事件の審判結果の写しを裁判所から取得し承知済みであり、不開示とする理由はないと主張する。

しかし、家事審判事件の記録の閲覧・謄写を行うには、裁判所の許可が必要とされている。そうすると、審査請求人が、本件医療保護入院の保護者選任事件の審判結果を裁判所の許可を得て謄写し承知しているとしても、そのことを

もって法令の規定又は慣行として審査請求人が知ることができる情報又は知ることが予定されている情報とまではいえず、条例第17条第3号アに該当しないと考えられる。

また、本件の場合、同条第3号イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）、ウ（公務員等の職務遂行に関する情報）、エ（指定管理業務従事者等に関する情報）に該当する事情も存在しないと考えられる。

ウ 以上から、上記5（3）アの不開示情報を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

（4）条例第17条第6号該当性を主張する不開示情報について

条例第17条第6号柱書きは、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と定める。

なお、実施機関は、前記4（3）のとおり、不開示理由として、開示により当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張していることから、条例第17条第6号柱書きの該当性を主張していると考えられる。

そこで、実施機関が同条第6号該当性を主張する不開示情報について、以下同号柱書きの該当性を検討する。

ア 市の機関が行う事務又は事業に関する情報の該当性

別紙一覧表の通番①、⑮、⑰、⑱-1、⑳-1、㉑-1、㉓-1、㉕、㉗-2はいずれも審査請求人からの退院等請求に関し審査を行った精神医療審査会の委員名である。

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に基づき川崎市に設置されて業務を行っており、同審査会委員の氏名は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

イ 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか否かについて

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合とは、支障が実質的なものであって、そのおそれの程度も確率的な可能性があるだけでは足りず蓋然性があることが必要である。

そこで、本件について検討するに、精神医療審査会は、審査請求人からの退院等請求に関し審査を行うところ、同審査会においては、精神障害者の医療及び保護のため、本人の意思に反して入院の継続等が適当であるとの判断が行われることもあり、審査結果と本人の意図する結果とで相違が生じる場合がある。

そうすると、一般に、本人が審査結果等に対して不満を抱き、同審査会委員の氏名を開示した場合には、直接委員に対し審査結果の真意や詳細等を確認するため、委員の業務に支障を及ぼすような行為が行われる可能性や無用な紛争が生じることも考えられ、その結果、委員の率直な意見交換等が損なわれることも想定されるなど、精神医療審査会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、委員名が本人に開示されることによる支障は、実質的であって、そのおそれの程度も蓋然性があると認められる。

したがって、上記不開示情報を開示した場合、同審査会の審査業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある、同情報は条例第17条第6号柱書きに該当するといえる。

ウ 以上から、上記5（4）アの不開示情報を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

（5）条例第17条第1号及び第6号該当性を主張する不開示情報について

ア 別紙一覧表の通番⑤、⑦、⑩、⑪及び⑫は、医療保護入院者の入院届又は審査請求人の退院等の請求に関し、担当医の意見聴取書に記載された生活歴及び病歴（現在の状況、入・通院歴を含む。）である。

上記不開示情報は、前記5（2）アと同様に、医師が専門的見地から審査請求人について行った診察の結果を記載したものであることから、条例第17条第1号にいう本人の評価、診断等に関する情報に該当する。

そして、上記不開示情報は、前記5（2）イと同様の理由から、審査請求人に開示すると、精神医療審査会の業務や本人の治療等に支障が生じる等のおそれがあり、審査請求人に知らせないことが正当と認められる。

したがって、上記不開示情報は、条例第17条第6号の該当性を判断するまでもなく、同条第1号に該当することから、同情報を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

イ 別紙一覧表の通番⑬、⑭、⑯、⑰及び⑱は、審査請求人の退院等の請求に関し、精神医療審査会委員の調査結果として意見聴取記録に記載された審査請求人の生活歴及び病歴（現在の病状を含む。）並びに同委員の意見である。

上記不開示情報は、審査請求人からの退院等の請求に関し、精神医療審査会において、精神障害者の医療及び保護の観点から入院継続の適否を審査するために用いるものであることから、本人の認識や意に沿わない情報も多いことが想定される。そうすると、上記不開示情報を開示とした場合、一般に、調査を行った精神医療審査会委員に対し、本人が不満を抱き無用な紛争が生じることも考えられ、同委員が本人の感情や反応を考慮して上記意見聴取記録に正確かつ詳細に調査結果や意見を記載することを躊躇することにより、医療保護入院の必要性等を審査する精神医療審査会の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記不開示情報を開示した場合、同審査会の審査業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある、同情報は条例第17条第6号柱書きに該当するといえることから、同条第1号の該当性を判断するまでもなく、上記不開示情報を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

ウ 別紙一覧表の通番⑲は、審査請求人の退院等の請求に関し、保護者の意見聴取書本文に記載されている情報である。

上記不開示情報を開示した場合、上記5（5）イと同様の理由から、一般に、本人が保護者に対し不満を抱き無用な紛争が生じることも考えられ、保護者が意見を述べることを躊躇することにより、医療保護入院の必要性等を審査する精神医療審査会の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。



したがって、上記5（5）イと同様に、上記不開示情報は、条例第17条第6号柱書きに該当し、同条第1号の該当性を判断するまでもなく、上記不開示情報を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上から、別紙一覧表記載の不開示情報を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(8) 付言

実施機関は、審査請求人に対し「精神医療審査会の審査結果について」という文書を開示するにあたり、病院名につき書き間違いがあることに気づき、同部分を二重線で消して、書き直して開示したとのことであった。

しかしながら、行政機関が保有している情報の開示ではなく、情報が記録されている公文書の開示を定めた開示請求制度の趣旨に鑑みれば、実施機関は、審査請求人に対し、本来、上記修正をせずに開示し、かつ、開示にあたり誤記であることを別途適切な方法で伝えるべきであったのであり、以後は適切な対応に留意されたい。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 早 川 和 宏

委員 人 見 剛

委員 葭 葉 裕 子

(別紙)

1 退院等の請求に係る精神医療審査会への審査請求について(伺い)

文書名	通番	不開示情報	実施機関主張の根拠条文 (条例第17条該当号)				当委員会の判断
			1号	3号	4号	6号	
案1	①	第2合議体委員長名				○	条例第17条第6号柱書き該当
案4	②	宛名		○			同条第3号該当
医療保護入院者の入院届	③	印影			○		審査請求対象外
	④	病名	○				同条第1号該当
	⑤	「生活歴及び現病歴」の一部	○			○	同条第1号該当
	⑥	陳述者氏名、続柄		○			同条第3号該当
	⑦	初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数	○			○	同条第1号該当
	⑧	現在の精神症状	○				同条第1号該当
	⑨	その他の重要な症状	○				同条第1号該当
	⑩	問題行動等	○				同条第1号該当
	⑪	現在の状態像	○				同条第1号該当
	⑫	「医療保護入院の必要性」の一部	○				同条第1号該当
	⑬	入院を必要と認めた精神保健指定医氏名		○			同条第3号該当
	⑭	保護者氏名、続柄、生年月日、住所、関係性		○			同条第3号該当

2 退院等の請求に係る意見聴取日の通知及び意見調書の送付について(伺い)

文書名	通番	不開示情報	実施機関主張の根拠条文 (条例第17条該当号)				当委員会の判断
			1号	3号	4号	6号	
退院請求意見聴取概要	⑮	担当委員				○	同条第6号柱書き該当
案3	⑯	宛名		○			同条第3号該当

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38号の5の規程に基づく審査結果の通知について(伺い)

文書名	通番	不開示情報		実施機関主張の根拠条文 (条例第17条該当号)				当委員会の判断	
				1号	3号	4号	6号		
精神医療審査会の審査結果 について	⑰	出席委員					○	同条第6号柱書き該当	
	⑱-1	処理経過	18行目				○	同条第6号柱書き該当	
	⑱-2		19行目		○			同条第3号該当	
案3	⑲	宛名			○			同条第3号該当	
審査結果通知書	⑳-1	合議体委員氏名					○	同条第6号柱書き該当	
	⑳-2	印影			○			審査請求対象外	
退院等の請求に関する意見 聴取記録①	㉑	保護者			○			同条第3号該当	
	㉒	病名		○				同条第1号該当	
	㉓	「病歴及び生活歴」の一部分		○			○	同条第6号柱書き該当	
	㉔	現在の病状		○			○	同条第6号柱書き該当	
	㉕-1	患者及びその他の関係 者の意見	2枚目10～16行目		○				同条第1号該当
	㉕-2		2枚目17～24行目			○			同条第3号該当
	㉖	「調査者の意見」の一部分		○			○	同条第6号柱書き該当	
	㉗-1	審査会委員氏名					○	同条第6号柱書き該当	
	㉗-2	印影			○			審査請求対象外	
退院等の請求に関する意見 聴取記録②	㉘	保護者			○			同条第3号該当	
	㉙	病名		○				同条第1号該当	
	㉚	「病歴及び生活歴」の一部分		○			○	同条第6号柱書き該当	
	㉛-1	患者及びその他の関係 者の意見	2枚目4～11行目		○				同条第1号該当
	㉛-2		2枚目25～33行目および3 枚目1～3行目			○			同条第3号該当
	㉜	「調査者の意見」の一部分		○			○	同条第6号柱書き該当	
	㉝-1	審査会委員氏名					○	同条第6号柱書き該当	
	㉝-2	印影			○			審査請求対象外	

保護者の意見調書	㉔	意見聴取者		○			同条第3号該当
	㉕	意見調書本文	○			○	同条第6号柱書き該当
担当医の意見調書	㉖	今回入院に至った状況	○			○	同条第1号該当
	㉗	患者様の現在の状況	○			○	同条第1号該当
	㉘	現病歴	○			○	同条第1号該当

4 精神医療審査会 第2合議体議事録

文書名	通番	不開示情報	実施機関主張の根拠条文 (条例第17条該当号)				当委員会の判断
			1号	3号	4号	6号	
精神医療審査会 第2合議体議事録	㉙	出席委員				○	同条第6号柱書き該当
	㉚-1	退院等請求(1)	20行目	○			同条第3号該当
	㉚-2		21行目			○	同条第6号柱書き該当
	㉛	退院等請求(2)		○			同条第3号該当